

令和3年9月17日
令和5年3月8日改正
令和6年3月13日改正
独立行政法人環境再生保全機構
環境研究総合推進部

直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出について

「競争的研究費の直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出について」（令和2年10月9日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）（以下「PI人件費の支出に係る実施方針」という。）に基づき、以下の通り、環境再生保全機構（以下「ERCA」という。）の実施する事業において、直接経費からの研究代表者の人件費支出を可能とする（以下「本制度」という。）。

1. 対象事業及び適用開始時期

令和4年度以降に研究を開始する環境研究総合推進費（以下「推進費」という。）を対象に本制度を適用する（令和4年度時点での継続研究課題含む。）。

2. 対象者

「大学等^{※1}」と認められた研究機関において、推進費による研究課題の「研究代表者（PI）^{※2}」となる者を対象とする。

※1 「大学等」とは、（ア）国及び地方公共団体の試験研究機関、（イ）学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学、高等専門学校及びその附属研究機関（高等学校は含まない）、（ウ）独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第3項に規定する国立研究開発法人、（エ）公益法人（「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」に基づき公益法人として認定されたものをいう。）及びこれに準ずるものとして機構が認めるもの。

※2 環境問題対応型研究、次世代事業及び革新型研究開発（若手枠）は研究代表者。戦略的研究開発（Ⅰ）及び戦略的研究開発（Ⅱ）は、各テーマの研究代表者（テマリーダー）。

3. 支出可能となる経費

「PI人件費の支出に係る実施方針」の定めるとおり、PIの年間給与額に、年間を通じて研究活動に従事するエフォート（研究者の全仕事時間100%に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合）を乗じた額とすることを原則として、研究課題の実施に支障のないよう、上記額の範囲内でPIが設定する。

ただし、革新型研究開発（若手枠）においては、直接経費（年額）の10%を支出上限とする。

4. 支出の条件

「PI 人件費の支出に係る実施方針」の定める条件どおり、以下の全ての条件を満たす場合のみ直接経費からPIの人件費を支出することを可能とする。

- ① 直接経費にPIの人件費(の一部)を計上することについて、PI本人が希望していること。
- ② PIが所属する研究機関において、確保した財源を研究力向上のために適切に執行する体制が整備されていること。
- ③ PIが所属する研究機関において、研究の業績評価が処遇へ反映されるなどの人事給与マネジメントを実施していること。

5. 研究機関において実施すべき事項等

「PI 人件費の支出に係る実施方針」に定める内容どおり、各研究機関においては以下の事項を実施している必要がある。

- 「PI 人件費の支出に係る実施方針」の定める条件に基づき体制等を整備することとし、体制整備等の書類については、原則推進費の申請の前までに研究業務課宛に提出すること。
なお継続課題については、費目間流用の範囲内であったとしても事前に研究業務課へ確認すること。
- 本制度の利用に当たり体制の整備状況や策定した活用方針を ERCA の窓口届け出ること。
(原則、届出は e-mail での受け付けとする。)

窓口：環境研究総合推進部 研究業務課 e-mail：suishinhi_kaikei@erca.go.jp
--

- 財源の活用後には活用実績を報告すること。
- 研究者の処遇改善の趣旨を踏まえた適正な仕組みを構築し、運用すること。
- バイアウト制（「競争的研究費の直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出について」（令和2年10月9日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ））の利用により業務の代行が発生する場合は、エフォートについて特に適切に管理すること。

(参照)

競争的研究費の直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出について」（令和2年10月9日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）

https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/pi_jinkenhi.pdf

以上